

“郷土防衛隊”構想の消長

目次

- 一 問題の所在
- 二 民兵構想の萌芽
- 三 防衛六カ年計画案における郷土防衛隊構想
- 四 砂田長官時代の構想
- 五 屯田兵構想
- 六 再検討される郷土防衛隊構想
- 七 以後の郷土防衛隊構想
- 八 結語

一 問題の所在

自衛隊とくに陸上自衛隊の、諸外国陸軍と比べた場合の顕著な特徴は、有事動員時の後方支援や後方

樋口 恒晴

警備能力の不足である。また、海空自衛隊も、有事の港湾基地や航空基地の防衛体制が重大な弱点となっている。

実は自衛隊の正規部隊とは別に、何らかの補助兵力を整備することは、戦後しばらく、防衛力整備問題に関心のある者にとっては共通の前提であった。⁽¹⁾

また、外征軍ならともかく、自国本土の有事を考えた場合、侵攻してくる敵部隊を迎え撃つ兵力とは別に、後方を警備したり、疎開支援や住民防衛や治安維持に任ずる組織が必要となる。それに加えて、陸上兵力には、一般国民と軍隊との心理的な乖離を招かないための接着剤として機能するという要請もある。これには、脅威の規模とは無関係に人口あたり一定の比率が求められることになる。⁽²⁾

ところが、陸上自衛隊の現状は、北海道の部隊を別にすれば、海上自衛隊や航空自衛隊の主要な港湾基地や航空基地および若干の重要施設を警備するだけで手一杯の規模でしかない。⁽³⁾ ただし警備訓練を行っているわけではないが。

戦後日本では、大規模な常備正規陸上部隊を保有しようとする考えは、少なくとも公式の場で表明されたものの中には、全く無い。多くても三〇余万人体制論であり、これは海上・航空の部隊を多めに見積もって加えても人口兵力比は〇・五％に満たない。少なくとも、冷戦期のNATO諸国が軒並み人口の1％以上を常備兵力に割いていたことを考えれば、極めて控えめな数字である。

しかしながら我が国には、兵役経験者が多くいた。彼らが高齢化する昭和四〇年代以前には、日本人的意味での潜在的軍事大国であって、短期訓練で後方支援や治安警備になら使えるような人材は社会にあふれていた。

その中で、昭和三〇年（一九五五年）頃、自衛隊とは別に短期訓練のみを受けた予備兵力たる郷土防衛隊と、予備自衛官を活用する「屯田兵」計画が持ち上がった。前者は予算化一步手前まで行き、後者は予算化されながらも募集者僅少で潰えるのである。

試みに諸外国を見渡した場合、冷戦後のNATOやANZUSといった先進民主主義国で、中でも徴兵制を平時に施行していない諸国の中でも、特に人口に占める兵力が少ない国は、ニュージーランド・カナダ・ルクセンブルグである。これら諸国は、どう大袈裟に言っても、日本よりも受けている脅威が大きいたとは言い難い。“The Military Balance 1996/97”によれば、一九九六年八月一日の状況は以下の通りである。それと日本を比較する。尚、「準軍隊」は、米国では民間航空哨戒（Civil Air Patrol）、カナダでは沿岸警備隊と

NATO・ANZUS で現在(1996年8月)徴兵制のない諸国と日本

国名・総人口(万)	現役兵力	予備役	動員時計	準軍隊	総計
アメリカ合衆国 2億6562.24	1483800 (0.56%)	1880600 (0.71%)	3364400 (1.27%)	51000 (0.02%)	3415400 (1.29%)
ベルギー 1008.2	46300 (0.46%)	60000 (0.60%)	106300 (1.05%)	—	106300 (1.05%)
イギリス 5840.7	226000 (0.39%)	332450 (0.57%)	558450 (0.96%)	—	558450 (0.96%)
オーストラリア 1845	57800 (0.31%)	48480 (0.27%)	107280 (0.58%)	—	107280 (0.58%)
ニュージーランド 356.1	9870 (0.28%)	6660 (0.19%)	16530 (0.46%)	—	16530 (0.46%)
カナダ 2840.64	70500 (0.25%)	44150 (0.16%)	114650 (0.40%)	9300 (0.03%)	123950 (0.44%)
ルクセンブルグ 40.9	800 (0.20%)	—	800 (0.20%)	560 (0.14%)	1360 (0.33%)
日本 1億2500	238516 (0.19%)	47371 (0.04%)	285887 (0.23%)	12204 (0.01%)	298091 (0.24%)

漁業海洋省、ルクセンブルグでは憲兵隊、日本では海上保安庁を指す⁵⁾。また、軍備のないアイスランドについては論じない。

人口比では、仮に日本が現役・予備役の自衛官および海上保安庁を合計して四〇万人にまで増員したとしても、ルクセンブルグにも及ばない。殆ど倍増してやっとニュージーランド・カナダ並みである。そのことから、現在の日本の自衛隊の規模というものは、軍国主義とは程遠いのみならず、規模過少ではないかとの懸念をもたれるのである。

次に、米国を除くNATO諸国や北欧諸国の予備役民兵と思しき兵力について、同“*The Military Balance 1996/97*”から、若干以前の版を参考にしつつ見てみたい。ここでいう民兵とは、有事の作戦指揮権については政府に服するものの、行政指揮権については、少なくとも平時は、正規軍とは別立てになっいて、場合によっては地方自治体に属している、予備役兵力のことである。

カナダ 民兵二万〇一〇〇人 機甲一八隊 砲兵一九隊 歩兵五一隊 工兵一二隊 支援二〇隊

衛生一四中隊 レンジャー三二五〇人（二〇九隊）

イギリス 郷土警備歩兵大隊六（北アイルランドのみ。一部は非常勤）

郷土警備連隊（ジブラルタル、一部は非常勤）

ベルギー 国土防衛隊 陸軍 省ごとの軽歩兵大隊一一

オランダ 郷土警備隊 地区三箇（歩兵用軽火器装備）

デンマーク 郷土防衛隊（五〇歳までの志願制）

陸軍五万二二〇〇人 海軍四二〇〇〇人 空軍七八〇〇人

ノルウェー 郷土警備隊（陸軍） 七万四七〇〇人（地区一八箇が各二〜六箇の分区に細分されていて、小隊が四六五箇ある）

海軍郷土警備隊 六〇〇〇人（動員時には七箇海軍／沿岸警備地区に配備。漁船が約四〇〇隻）

防空郷土警備隊（空軍）二〇〇〇人（中隊九 二〇ミリ機関砲七二基）

スウェーデン 地方防衛隊二五万人（大隊六〇、独立中隊四〇〇）

郷土防衛隊一〇万人（歩兵・砲兵・固定砲兵・防空各部隊を含む）

フィンランド 地方防衛隊二〇万人（大隊級または中隊級の部隊二〇〇）

必ずしもその実状や規模は明確ではないが、それでも幾つか指摘できる点がある。

まずイギリスだが、義務兵役制ではないが、北アイルランド紛争という特殊な地域紛争やジブラルタルという飛び地を背景とした制度なので、日本の参考にはならない。

殆どの各国は徴兵制を維持している。それら諸国の「郷土防衛隊」とは、兵役終了者の予備役の形態であって、短期訓練のみの民兵という訳ではない。また、一九九三年に徴兵制を廃止したベルギーや、上記調査後の一九九七年一月に徴兵制を廃止したオランダであっても、冷戦期の義務兵役制の遺産として多くの予備役がいる。その点から、日本で参考にするのは困難だと言える。その他の諸国は冷戦後も義務兵役を維持していて、特に北欧では人口に比して大規模な予備兵力を有している。

但し、予備役の任務という点では、北欧は大いに参考になる⁶。国土の広がり⁶に比して兵力が少ない

からである。

また、日本の政治社会の現実を踏まえた上で、人数規模の点から多少なりとも参考になるのは、カナダのみであろう。カナダは、国土を五つの区画に分けて民兵を置いている。同国の民兵は、恐らく、平時には最小限の訓練用装備のみを有し、有事には正規軍の不足を補うものと思われる。

我が国では予期し得る近未来にわたって、このような有事拡張のための予備兵力整備問題が政権政党の関心事になるとは考えられない。しかし本論は、将来の防衛体制を模索するに必要な温故知新の一環として、昭和三〇年の問題を中心として回顧するものである。

二 民兵構想の萌芽

まず、郷土防衛隊について述べる。実は、吉田内閣時代から芽はあった。

アメリカ軍は一九五三年（昭和二八年）八月一日には既に“Combat Prefectural Guard”の創設を勧告していた。⁸⁾

これを受けてか、同年一月一日には木村篤太郎保安庁長官が記者会見で「民間防衛組織」建設の必要性を述べている。⁹⁾

また昭和二九年五月に改進黨が発表した防衛力整備計画案は、航空兵力の整備を重点とするものであったが、地上兵力としては、民兵制度「地方自衛隊」の整備が含まれていた。ここでは、「常時多数の兵力をかかえて莫大な経費を支出することは、我国現時の財政状態から見て果たして適切であろうか」

「国民をして自衛の精神に奮いたたせるためには、国民の気持ちに即応する民兵制度を考慮すべきではないか」として、正規地上兵力を二二万二〇〇人に抑制する代わりに、地方自衛隊を少なくとも九万人とするとしていた。¹⁰⁾

三 防衛六カ年計画案における郷土防衛隊構想

そして鳩山内閣でも、策定途上の防衛六カ年計画案（昭和三〇～三五年度）には、昭和三〇年七月当時、民兵制度の採用が盛り込まれていた。¹¹⁾

七月一日の国会では、杉原荒太防衛庁長官は、「いわゆる民兵的なものがすぐ直接侵略に役立つということ expecting することは無理だと思います。ただ後方におきまして、われわれの好まない事態が生じた場合においては、後方においてのいろいろの治安の問題で、いわゆる間接侵略というような危険などなきにしもあらずであるから、そういう場合などには、あるいは今の民兵的なものも役立つ得るかも知れぬ」と必要性に関する見解を述べ、彼は、「民主党においてもいろいろの御意見がございまして、元改進黨で考えられておきたいいわゆる地方軍と同一のもの——全然同一のものかどうかわかりませんが、普通の正規の自衛隊のほかに、さらにごく短期の訓練をした者をふやしたらどうかという御意見があるわけでございます」と言っていた。¹²⁾ 同じ場で、林一夫防衛局長は、米国、英国、スイス等の民兵制度を研究した旨を述べていた。¹³⁾ 民兵制は、陸上自衛隊の正規兵力規模の抑制論と一体のものであった。

ともあれ同月末には郷土防衛隊構想は一度下火になる。七月二十八日、杉原長官は「これもずっと具体

的に考えてみまするというと、実行という点から見まして、なかなかそう簡単なものではない。ことに義務制というようなものを前提にしないでは、なかなか実行ということの点で、今のまた日本の社会情勢からいたしましても、言うべくしてなかなか実行はむずかしいのじゃなからうか、そうして今また直ちに義務制というようなことは、私は考えておるわけじゃございませんで、実行問題としてはなかなか今の日本の社会状態等からいたしまして困難じゃなからうかというふうに考えております」と消極的な姿勢を見せていた。⁽¹⁴⁾

四 砂田長官時代の構想

だが七月三十一日、杉原長官は米軍によるオネスト・ジョン核非核両用戦術地対地ミサイルの持ち込みを巡る紛糾の責任をとって辞任し、防衛庁長官には砂田重政が就任する。それを機に、郷土防衛隊構想は再び積極的に推進されるようになった。

八月九日、第二回防衛閣僚懇談会は、昭和三一年度増強案を承認した。この増強案は中で、郷土防衛隊や予備幹部自衛官の制度を検討の上、一部実施するとしていた。⁽¹⁵⁾

予備幹部自衛官とは、当初に考えられたものは、戦前でいう予備士官制度である。一般の高校か大学卒業後、希望者に一〇〜一二箇月の訓練を施すものだった。⁽¹⁶⁾ また陸上幕僚監部の原案では、

① 大学卒業者を対象に四〇〇人くらいを採用する。半年で一曹、一年で三尉となる。

② 有事は召集する。

③陸上自衛隊の定員に含める
というものだった。⁽¹⁷⁾

八月一五日、砂田防衛庁長官は記者会見で「国民総動員による国民全体の力によってのみ防衛は成り立つと思う」と述べている。⁽¹⁸⁾郷土防衛隊や予備幹部制度を念頭に置いての発言であろうが、より長期的な発想があったのかも知れない。

八月一九日の第三回防衛閣僚懇談会では、一〇日に防衛庁試案が成った防衛六カ年計画案が了承され、重光外相はこれを携えて訪米することになる。⁽¹⁹⁾同案には、郷土防衛隊などが盛り込まれている。

だが予備幹部自衛官構想は、「就職を餌にして事実上の徴兵制度への道を開こうとするもの」⁽²⁰⁾等の批判を受ける。そこで姿勢を転換した砂田長官は、八月二三日の記者会見で、

- ①軍事訓練より大学生の集団生活の機関とする。
 - ②国民の防衛意識づくりを重視。
 - ③有事にも強制徴集せず。
 - ④訓練は三カ月〜六カ月。
 - ⑤就職で有利になるよう経団連に働きかける。
 - ⑥二〜三万人。⁽²¹⁾
- とする改案を発表した。

一方、郷土防衛隊のほうは、創設することを六カ年計画に盛り込んだとはいえ、まだ内容も定かではなかった。砂田長官は九月一二日になって、自衛隊の除隊者ではなく、消防団や青年団をベースとした

民兵制度を考えている、と述べていた。⁽²²⁾

そして一四日に発表された防衛庁の基本構想では、

① 昭和三一年度から実施する。

② 志願制とする。任務は間接侵略対処。有事にも召集の義務は課さない。

③ 初年度は各県四〇〇〇五〇〇人で計約二万人、昭和三五年度までに約一〇万人とする。

④ 防衛二法とは別に郷土防衛隊法を作成する。

としていた。また、対象となる年齢は満一八歳前後から五〇歳前後。訓練は陸上自衛隊が指導し、隊員は初年度は一カ月程度で、二年目以降は少なくする等としていた。武器は、小銃・拳銃・バズーカ砲・迫撃砲ていどの小火器に限る予定であった。⁽²³⁾

九月一九日の日本民主党政調会で、砂田は、防衛六カ年計画案を説明しており、郷土防衛隊についても触れていた。⁽²⁴⁾ところで、積極推進派の政治家の代表格は芦田均元首相であった。⁽²⁵⁾

九月二三日の防衛庁庁議は、郷土防衛隊について話し合ったが、府県単位で設置することと、間接侵略対処（治安維持・民生安定）を目的とすること以外は決まらなかった。⁽²⁶⁾九月三〇日の第四回防衛閣僚懇談会でも郷土防衛隊構想について話し合われている。

この頃、予備幹部自衛官構想が立ち消えした。経団連も就職の確約はできなかったし、そうになると、何のための制度か意味不明になったからである。⁽²⁷⁾

一〇月一九日に防衛庁では、郷土防衛隊設置大要を決定した。その概要は以下の通りであった。

① 目的 郷土防衛隊は郷土（各都道府県）の防衛を目的とし、非常の際、自衛隊と協力して防衛の任

に当たる。

- ② 募集方法 一八歳以上四五歳までの男子を対象に府県毎に募集し、三一年度には全国で五千人、三一年度末（一九六一年三月）には五万人に達するようにする。
- ③ 訓練 毎年二〇日以内、各地の自衛隊所在地で訓練する。
- ④ 給与 毎月一人五百円を支給するほか訓練の際は特別の手当を出す。このほか作業服なども支給する。ただし三一年度は募集の関係上隊員の給与は三カ月分の支給を予定。
- ⑤ 編成 平時はとくに隊を編成せず、有事の際編成する。
- ⑥ 指揮系統 郷土防衛隊が編成される際は、管区総監の直轄下に属する。
- ⑦ 階級 階級は定めず、大隊長、中隊長などの職制を設けることとする。
- ⑧ 装備 小銃ないし機銃を装備する。
- ⑨ 指導官 三一年度は自衛隊内から出すが、漸次郷土防衛隊の中から指導官をつくるようにする。
- ⑩ その他 担任の募集および訓練は自衛隊の地方連絡部が行う。また隊員の罰則については検討中。²⁸⁾

五 屯田兵構想

その頃、“屯田兵”構想も持ち上がっており、昭和三一年度予算で正式に予算化されている。

これは予備自衛官の制度の一環として考えられたものである。自衛隊退職者を北海道防衛のための予備兵力として有効利用するとともに、一人当たり一〇町（九九一七四平方メートル、正方形なら一辺約

三一五メートル)の耕地を与えて入植させようとするものだった。最終的には一千人ほどの規模にすることを目論んでいたという。⁽²⁹⁾

昭和三〇年一〇月一日、砂田長官は松田鐵藏北海道開発庁政務次官に、同構想を説明している。⁽³⁰⁾ 一月二日の庁議で、除隊した予備自衛官一二〇〇〜一三〇〇人を屯田兵として募集する方針を決めた。北海道の賀老(島牧村)、片無去(厚岸町)、中雄武(雄武町)、トイトッキ(浦幌町)のうちの三箇所に入植させ、⁽³¹⁾ 〇人ずつに分けて入植させる方針だった。

結局、募集一二〇人に対して応募者が僅か三〇人と少なかった⁽³²⁾ので、屯田兵は制度化されなかった。既に戦後経済の復興も軌道に乗り、昭和三〇年度には一人あたりの国民所得は戦前の最盛期だった昭和四年の水準に追い付いた。⁽³³⁾ 屯田兵には魅力はなくなっていたのである。しかしながら、一箇所に入植させて「屯田兵」を実現していれば、北歐型の予備役民兵の萌芽に成り得たかも知れない。

六 再検討される郷土防衛隊構想

一月一五日、保守大合同により、自由民主党が発足した。一二日、防衛庁長官に船田中が就任する。⁽³⁴⁾ 郷土防衛隊構想は一から再検討されることになる。結局、大蔵省による昭和三二年度の防衛予算の査定作業において郷土防衛隊の経費は一切盛り込まれず、⁽³⁵⁾ また自民党内部でも再検討を要求する声が強くなった。⁽³⁶⁾ 自民党の中でも特に旧自由党系は時期尚早として消極的だった。⁽³⁷⁾

けれども郷土防衛隊構想が放棄されたわけではなかった。昭和三一年二月二四日の国会で船田長官は

「郷土防衛隊の考え方は私は大へんいいことだと思えます。防衛体制を整備していく上におきまして、第一線に立つ自衛隊の後方を守る、そしてそれぞれの郷土において自分の郷土を守る青壮年の組織ができるということは大へんけっこうであると存じます」と述べながらも、十分検討する必要がある、その上で「なるべく早い機会に実現をするように運びたいと考えております」「私が就任いたしましたからそれを再検討いたしました、まだ結論に達しておりません」と述べている。また林防衛局長は「結局まだ最終案はできていなかったためです。たとえば人数につきましては、最終目標を三万人あるいは五万人、十万人、いろいろの考え方もあります。その訓練の期間についても、あるいは一月あるいは二月間というような考え方もありました」として、一〇月一九日の郷土防衛隊設置大要が白紙還元したことを示唆していた。⁽³⁸⁾だが、四月一九日の国会でも船田長官は、「郷土防衛隊といったような民防衛の関係ももう少し整備するような方向に進みたいと考えておる」と述べている。⁽³⁹⁾また昭和三一年版の『防衛年鑑』にも特集記事の中で、民兵制度について言及している。⁽⁴⁰⁾

七 以後の郷土防衛隊構想

一九五七年（昭和三二年）六月二二日の岸・アイゼンハウワー共同声明を受け、八月一日、米国は日本に駐留していた米軍地上部隊の実戦部隊だった第一騎兵師団を撤退させ第三海兵師団第九連隊を沖縄へ移駐せると発表する。⁽⁴¹⁾以降、日本政府与党の陸上戦力増強への積極論は見受けられなくなった。⁽⁴²⁾

だが、昭和三四年（一九五九年）七月二六日に発表された第二次防衛力整備計画の防衛庁原案（昭和

三六〇四〇年度）では、予備自衛官の増員（一万五千人↓三万人）や市民防衛制度の創設（二万人）と併せて、短期訓練による予備役の設置（三万人）が盛り込まれていた。⁽⁴³⁾

また、昭和三十六年七月一八日に第二次防衛力整備計画（昭和三七〇四一年度）が正式に決定した際、国防会議で「国民の防衛意識の高揚、基地対策の推進、関係諸法令の整備、冷戦対策の推進、防衛産業の育成などに努め、必要物資の備蓄、道路の整備、その他運輸、通信、教育、科学技術関係の諸計画に防衛上の配慮を加えるとともに、全国的規模における民間協力の組織について検討を行うものとする」という申し合わせがなされている。⁽⁴⁴⁾

その流れの中で、「昭和三八年度統合防衛図上研究」いわゆる「三矢研究」においては、検討項目「官民による国内防衛態勢の確立」中に、

- ①重要施設・機関、都市等の空襲騒擾に対する防衛組織
 - ②民間防空・民間防空監視隊、官庁防空
 - ③郷土防衛隊の設置（非常時国民戦闘組織）
 - ④消極防空に対する統制権限（自衛隊に付与）
 - ⑤災害保護法等の制定
- が盛り込まれていた。⁽⁴⁵⁾

しかし、昭和四〇年二月一〇日に社会党の岡田春夫代議士が国会で「三矢研究」を問題化して以降、本格的な有事研究は防衛庁内部でも行えなくなっていた。当然、民兵組織としての郷土防衛隊研究や、その他の有事における民間による作戦協力についての検討も、行われ得なくなったのである。

たしかに昭和四二年一月一四日に第三次防衛力整備計画（昭和四二〜四六年度）決定時、「運輸、通信、文教、衛生等の諸施策に防衛上の配慮を加える」という趣旨の閣議決定がなされたが、これは「不公表」扱いとなつて忘却されている⁽⁴⁶⁾。

昭和四四年一〇月一五日、船田中自由民主党国防部長（元防衛庁長官）は、私案「沖縄以後の国防展望」を発表した。ここで船田は、「わが国防衛力の一大欠陥は、第一線防衛部隊並に装備に次ぐ背景の予備隊又はその施設の少ないことである。予備自衛官三万人では余りにも少ない。しかし、これを十万人に増員することは至難である。そこで、最もわが国情、国力に相応する防衛組織は、郷土防衛隊の組織ではないかと思う。わが国には、古く消防団の組織があり、青年団等の経験も積んで居り昔屯田兵組織もあった。郷土防衛隊百万を組織することは敢えて不可能ではあるまい。これこそ、最も平和憲法の精神に合致し、国情に適した防衛組織として国民の合意をうることのできるものであらう」と述べていた。そして付属説明の中では、自衛隊の規模について「現状において満足とは申せないが、他に優先的に努力を要する事項が多いので省略する。この点について『百万の郷土防衛隊』の構想により自衛隊が治安問題に後髪をひかれることなく自由に必要な方面に機動できることになれば、相当な自衛隊の増強に匹敵するであらう」として、正規部隊をフルに前線で使用できる体制を整備する必要を強調していた⁽⁴⁷⁾。恐らく、これが郷土防衛隊に関する最後の提言であつたらう⁽⁴⁸⁾。

八 結語

以上、本論では、我が国の防衛力整備における、地上兵力の在り方を巡っての混乱の一断面を縷々検分してきた。

今日では、初期の防衛力整備方針の前提だった、民兵などで補完することによって陸上自衛隊の正規兵力規模を抑制するという方針は忘却され、その抑制された陸上防衛力規模が、補助兵力なしに存在しているのみである。

わが国がソ連の正規兵力の脅威のみに目を向けていた時代には、後方警備の問題は大きくは懸念されなかったかも知れない。それにしてもソ連軍のスペツナツ（特殊部隊）対処の問題を防衛庁は等閑視していたのではないかと疑われるのだが。

しかし今後を展望するとき、朝鮮半島の混乱や動乱、中国大陸や台湾海峡をめぐる事態においては、状況によっては、日本国内に於ける、マフィア等に紛れた特務部隊や便衣兵による一般市民に対する無差別攻撃や破壊工作も予想されよう。

郷土防衛隊構想復活の是非の論議はともかく、特務部隊対策を含む後方の警備・治安維持の問題は今後十分に検討されるべき課題である。

註

(1) 例えば、一九五三年一月三日のいわゆる「池田・ロバートソン会談」で日本側が提示した「池田私案」と呼ばれる大蔵省作成の非公式な防衛力整備計画案においても、後方支援を民間に依存することで正規部隊の規模を節約する旨が述べられている（宮澤喜一『東京・ワシントンの密談』実業之日本社、一九五六年、二二六―二三八頁、宮澤喜一『戦後政治の証言』読売新聞社、一九九一年、九〇頁）。

同会談に関しては、拙稿「宮澤喜一『池田・ロバートソン会談』史観」への疑問「『軍事民論』特集七四・七五号（一九九三年一月・九四年一月）参照。

また、右派社会党の西村栄一も自衛軍創設私案において「機動力のある民兵組織」が必要だと述べていた。

(2) 各国の地理的条件や人口分布状況などによっても、国民と軍との乖離を妨げるために最低限必要な兵力の規模は異なるであろう。また、人口に占める常備兵力の比率が比較的小さくても、職業軍人の比率が低く任期隊員の比率が高ければ、軍は一般人に身近であろうから、総兵力は少な目にするのが可能だろう。逆に、常備軍に占める職業軍人の比率が極端に高くなれば、軍と一般社会との精神的距離は大きくなるであろうから、とくに軍を小規模化する場合には、軍人を閉鎖空間に閉じこめることになりかねない。

(3) 拙稿「後方支援における警備・防備の諸問題」『防衛法研究』第二二号（一九九七年一月）参照。

(4) 自衛隊の数値については、『自衛隊ハンドブック』（平成九年版、朝雲新聞社）における平成八年一〇月末の数値に拠った（二七八頁、一八〇頁）。また、海上保安庁の数値は、平成八年度末の定員を用いた。

(5) 海上保安庁の法的地位については疑義があるが本稿では詳述を避ける。前掲拙稿「後方支援における警備・防備の諸問題」七九―八〇頁、八六頁参照。

(6) スウェーデンの郷土防衛隊一〇万人は、「数時間の予告で守備位置に付けるようになっている」（服部克己「スウェーデン防衛法学会編『新訂世界の国防制度』第一法規、一九九一年、一六六頁）。

(7) カナダの民兵組織は、太平洋地区、ブレイリー地区、中部地区、イースタン地区、大西洋地区の、五地区に区分されている（土井寛「カナダ」前掲『新訂世界の国防制度』四三頁）。

また、『The Military Balance 1996/97』では、機甲一八・砲兵一九・歩兵五一・工兵二二・支援二〇の各隊合計二二〇隊

を「大隊レヴェルの部隊」としているが、これに衛生中隊一四が加わることも勘案し、レンジャーを除き一万六八五〇人の総員から考えると、上記の各種職種計一二〇隊は、中隊レヴェルの部隊だと考えるほうが現実的であろう。

(8) J.S.C. 一三八〇／一六九(一六八頁)には、以下の記述がある。

「b. 予備役兵力(戦闘五万七四〇〇人・支援一万五四三六人)

文民構成型の戦闘と支援の部隊の、当初の予備役を編成することで、緊急動員計画は柔軟になるだろう。予備役の戦闘部隊と警備部隊は、現役兵力を増強し、国内治安の責に就くだろう。これら予備役部隊を編成すれば、そうでなければ現役部隊が引き受けねばならないような多くの種類の「助っ人」の役割への要求が減るだろう。予備役部隊には、Combat Prefectural Guard 部隊および総動員時に現役と予備役の兵団を補充するための動員予備役がある。」

(9) 『読売新聞』一九五三年一月一日。但し、これが民間防衛なのか民兵なのかは判然としない。長官自身に概念上の峻別があったか不詳である。

(10) 宮崎弘毅「陸上自衛隊制度改善提言(その十九)」『国防』一九八五年一〇月号。五五―五八頁。この改進黨の防衛力整備計画案は、芦田均、中曽根康弘、荒木貞夫らが中心になって作成したものといわれる。

(11) この防衛六カ年計画の後半が、岸政権において「防衛力整備目標」(昭和三三―三五年度)として国防会議決定と閣議了解をされたものである。

(12) 第二回国会衆議院内閣委員会議録第三二号。三頁。

(13) 『朝日新聞』一九五五年七月九日。

(14) 第二回国会参議院内閣委員会会議録第三六号。二九頁。

この昭和三〇年七月二十八日は、ちょうど、共産党が六全協で武装闘争路線を「極左冒険主義」として正式に否定した日である。

(15) 『朝日新聞』一九五五年八月九日夕刊。

(16) 『朝日新聞』一九五五年八月二五夕刊。

(17) 『日本経済新聞』一九五五年八月二四日。

(18) 『朝日新聞』一九五五年八月二五夕刊。もしも今日閣僚が八月二五日ならずともそのような発言をすれば、罷免は免れ

ないであろうが、当時は「進軍ラッパ」と揶揄されこそすれ、政治問題化はしていない。

- (19) 『日本経済新聞』一九五五年八月二日。同八月一九日夕刊。
- (20) 『防衛年鑑』一九五六年版、一五八頁。
- (21) 『日本経済新聞』一九五五年八月二四日。
- (22) 『朝日新聞』一九五五年九月二日夕刊。
- (23) 『日本経済新聞』一九五五年九月一日。
- (24) 『朝日新聞』一九五五年九月二〇日。
- (25) 『朝日新聞』一九五五年一〇月二三日。
- (26) 『朝日新聞』一九五五年九月二四日。
- (27) 『日本経済新聞』一九五五年一〇月二日夕刊。
- (28) 『読売新聞』一九五五年一〇月二〇日。『日本経済新聞』一九五五年一〇月二〇日。『防衛年鑑』一九五六年版、一五八頁。事實上、明治生まれの者は募集対象外ということである。また、五万人ということは、各県に二十人の目安だったのであろう。当時の陸上自衛隊では普通科一箇大隊が八百人であった。
- (29) 『防衛年鑑』一九五六年版、一五九頁。
- (30) 『朝日新聞』一九五五年一〇月一日夕刊。
- (31) 『防衛年鑑』一九五六年版、一五九頁。『朝日新聞』一九五五年一月二日夕刊。『日本経済新聞』一九五五年一月一日夕刊。尚、地名のカッコ内は、現在の行政区分による。
- (32) 『日本経済新聞』一九五六年七月二四日。
- (33) 『経済白書』一九五六年版、二二頁。
- (34) 同じ一月二日、米国は、日本駐留の第一騎兵師団を四〇〇〇人削減する方針を発表している（『日本経済新聞』一九五五年一月三日）。
- (35) 『朝日新聞』一九五五年二月一九日。
- (36) 『朝日新聞』一九五五年二月二五日。

- (37) 『朝日新聞』一九五五年二月一日。
- (38) 第二四回国会衆議院内閣委員会議録第一二二号。二頁。
- (39) 第二四回国会衆議院内閣委員会議録第三七号。三頁。
- (40) 「各国の民間防衛」『防衛年鑑』一九五六年版。三九—五一頁。
- 同特集論文は、「近時の戦争の総力戦的性格に鑑み、防空、通信、輸送、補給、消火、医療等多方面に亘り軍隊同様の組織を以て国民を徴用組織し、或る場合には軍隊そのものがこれらの任務に当たる場合がある。従って、軍の予備兵としての民兵に当る人々がこれらに参加するようになり、機能上から観察する時そこに何等の異同を弁別することができなくなりつつある。寧ろ将来戦の原水爆攻撃などを想定するとき、民兵組織などは当然この民間防衛組織に吸収されるものであろう」と述べて(三九頁)、また、「民兵制度の大きな傾向」として「民兵と民間防衛の区別がつき難くなったこと、民兵に民間防衛の任務を同時に担当させるか、又は民兵とは別に民間防衛担当の部隊組織を作らせる等の傾向」があるとしている(四一頁)。つまり、民間防衛と民兵の垣根は、実際の運用上からは低いものである、という前提で書かれている。
- 民兵と民間防衛は、国際法上は、明確に区別されるべきものである。だが筆者の私見では、補助兵力と民間防衛との間に明確な区分が可能であるか否かは、紛争の性質による。即ち、正規兵力による戦闘が様相の殆どを占めるのであれば、民間防衛の一環としての治安維持は、戦闘部隊の行動とは明確な一線を画することができる。しかし、特務部隊による破壊工作や一般住民を標的としたテロ攻撃が行われるような場合、それに対処する治安維持部隊は、実質的な戦闘組織としての機能を求められるようになり、その結果、戦闘部隊なのか民間防衛組織なのか峻別困難になるであろう。
- (41) 『日本経済新聞』一九五七年八月二日夕刊。
- (42) 陸上自衛隊の規模が、アメリカ軍の地上兵力を日本本土から撤退させるために政治的に必要な規模ということで策定されたということについては、拙稿「大綱を無視した陸自師団編制」『軍事民論』特集七八号(一九九四年一〇月)参照。
- (43) 『朝日新聞』一九五九年七月二七日。伊藤皓文「日本の防衛政策・一九四五年—一九七三年」『日本の安全保障』一九七三年版、朝雲新聞社。
- (44) 海原治『日本の国防を考える』時事通信社、一九八五年。一九一頁。

(45) 林茂夫編『全文・三矢作戦研究』晩聲社、一九七九年。七五頁。

(46) 小田村四郎「文民統制論」日本戦略研究センター編『タブーへの挑戦——はだかの防衛論』日本工業新聞社、一九八三年。二七四頁。

(47) 「沖繩以後の国防展望」『国防』一九七〇年二月号。一〇二頁、一〇五頁。

百万人という数字は波紋を呼んだが、人口比で言えば一〇％程度であり、それは冷戦期のNATOの常備軍体制と比べても控えめな数字である。

(48) 四次防原案で示された「郷土防衛連隊」は、予備自衛官による有事編成の部隊であり、民兵組織ではない。

当時防衛研修所にいた木村和夫は「小火器程度しか持たず訓練も不十分な郷土防衛隊は、ほとんど役に立たず、むしろ犠牲を重ねるだけであろう」「偵察、補給、輸送に郷土防衛隊を使えば有効であるという見方もある。しかし、補給は既存のシステム（国鉄、日通など）を活用する方が、大規模かつ効率的な輸送が可能であり、危険地域では部隊車両による自隊輸送を行えばよい。偵察も今日では専門的知識と高度の訓練が必要であり、必ずしも郷土防衛隊になじむものではない。ただし、情報提供の有力なルートの一つにはなるであろう。結局のところ、郷土防衛隊は、戦闘部隊としてよりも、国民の抵抗精神の具体的な象徴の域を出ないものとみるべきである」「今日のわが国の天下泰平を謳歌する社会情勢にてらしてみれば、普段からそのような組織をつくりあげておくことが、ほとんど不可能に近いことである」「反戦平和感情の横溢した今日の時代に、国家の安全が損なわれるおそれのある限界状況を想定して、国民抵抗組織の母体となるべきものを設けておくことには極めて抵抗が強いであろうと思われる」として、「郷土防衛隊という発想は、その実現の可能性において、最も非現実的な防衛構想ということになる。あるいは、できないことの最たるもの、と言うべきであろう」と結論づけている（『防衛学入門』防衛弘済会、一九七四年、一四一—一四三頁）。